

国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係閣僚会議の開催
について

平成 27 年 9 月 11 日
閣議口頭了解
平成 28 年 2 月 9 日
一部改正
平成 28 年 4 月 5 日
一部改正
令和 2 年 11 月 6 日
一部改正
令和 5 年 4 月 4 日
一部改正

- 1 国際的に脅威となる感染症対策について、先進諸国との連携や、開発途上国への国際協力等を通じた国際社会への貢献に向けた施策を国内対策との連携を図りながら推進するため、国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成員は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、国家公安委員会委員長、新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣、健康・医療戦略に関する事務を担当する国務大臣及び内閣官房長官とする。
会議には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。
- 3 会議は、内閣総理大臣が主宰する。
- 4 会議の庶務は、外務省、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。